

社会福祉法人 ゆうのゆう

2021 年度事業報告書

(2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)



1：総括

年度初めの4月、デーセンター音・onにおいて発生した新型コロナウイルスのクラスター感染に際しましては、利用者・家族の皆様をはじめ、関係者の皆様にも多大なご心配をおかけするとともに、約2週間にわたる施設休業に伴い、種々ご不便をおかけする結果となりましたこと、この場を借りてお詫び申し上げます。一方、感染者対応や施設活動再開に際しては、たくさんのご支援やご協力、激励をいただきましたこと、改めてお礼を申し上げます。

感染は利用者・スタッフばかりでなく、利用者の家族にまで広がりましたが、幸い重症化する人は出ず、現在に至るまで再びクラスターが発生することもなく、活動を継続することができています。コロナ感染症の猛威を実感するとともに、「ゼロコロナ」の非現実性と「with コロナ」対応の必要性を痛感することにもなりました。延期開催となった東京オリンピック・パラリンピックに象徴されるように、日本社会全体も「with」に舵を切ったと言えるでしょう。今までの「日常」を「取り戻す」のではなく「作り直す」という視点が求められています。

そんな中、いわゆる「医療的ケア児支援法」が6月に成立、9月に施行されました。医療的ケアが常時必要であることを理由に、地域の学校への進学や保育園への入園が認められなかったり、仮に認められても保護者の付き添いが前提とされたり、「医ケア児」の増加に伴い、子ども本人とその家族の「日常」を取り巻く様々な課題が指摘されていました。その解決に国や自治体が責務を負うことが明文化され、教育・保育施設への看護師配置などを含む具体的な支援内容の概要が示されることになったのです。

長く医療的ケアに携わってきた私たちから見れば、看護師などの医療従事者のみを前提とした、ケアの「担い手」確保・充実は現実的に難しく、教員やヘルパー・保育士など教育・福祉従事者にもウイングを広げていくことが不可欠です。それでも、医ケア児とその家族の「日常」にスポットが当てられたことの意味は決して小さくはありません。やがて、その子どもたちが成長し、学校を出て社会に出る時、今度は社会人あるいは大人としての「日常」を一緒に紡いでいくのが私たちの役割です。

本年度も終わりに近づいた2月下旬、ロシアによるウクライナ侵攻が始まりました。ある日突然、戦争によって「日常」を奪われた人たちの惨状を見聞きするにつけ、言い表しようなない苦しみを覚えます。失われた日常、課題が山積する日常をいかに立て直し、作り変えていくのか。「共生（with…）」の相手はコロナだけではありません。ウクライナの人たち、医ケア児とその家族たち、そして日々接する利用者さんご家族…「with everyone」で一步ずつでも前に進んでいく——そう決意を新たにしているところです。

2022年〇月〇日

代表理事 小林 美穂

2：デーセンターモモの家（生活介護）

□登録利用者：34名／定員：22名（2022年3月末時点）

□活動状況

2021年度も新型コロナの影響により、感染対策を取りながら、状況に合わせての活動となりました。

行事については、春のお花見も通常なら全員で出かけ全員で同じ時間を過ごすということをしていましたが、本年度もグループでの分散散歩で桜を楽しむ形で行い、外に出る活動は散歩中心で、季節などの行事も室内で楽しむことが中心になっていました。ただ、年間行事の中で、希望者のみの参加行事ではありましたが、舞洲旅行、京都旅行と一泊二日の旅行行事を実行することはできました。また、法人全体で大阪市中央公会堂を借りて、ご家族も招待し、久しぶりに法人全員が同じ空間に集まり、クリスマス会ができたことは感動的でした。

自主製品販売活動についてはトルテ販売、今宮研修センターでの販売活動など、2020年度よりは参加する機会も増え、様子を見ながらではありましたが、参加できていました。製品作りでは、布地にビー玉アートをしてマスクやコースターを作り、販売しました。

福島区内の地域行事については、春、夏、秋、冬と一年通して参加していた行事のほとんどが緊急事態宣言、まん延防止等重点措置などで中止になり参加すること自体できませんでしたが、3月に開催された福島区民センターでの人権シアターでは、物品販売や地域の方々と一緒に映画を観る機会に恵まれました。

利用者の方の利用状況も作年度よりは、コロナウイルスとの共存、感染対策の徹底、ワクチ



ン接種の効果などもあり、コロナの影響でお休みされる方も減り、少しずつ日常が戻りつつあるような印象を受けます。次年度（2022 年度）は「コロナ」以降中止しているグループ外出の再開を、一つの大きな目標にしています。

3：デーセンター機関車（生活介護）

□登録利用者：26 名／定員：15 名（2022 年 3 月末時点）

□活動状況



2021 年度もコロナ禍でのスタートとなりました。遠出の外出や、イベント参加はできませんでしたが、「各」利用者さんに合わせた日中活動やイベントの準備を行いました。

各々の興味や関心事を拾い上げ、日中に他の利用者さんと共有する機会を多く設けました。例えば、ギター教室、ガーデニング、防災クラブ、エクササイズ、機関車シネマをより楽しむための会などです。加えて前年度から始まった

オンライン上で他施設とつな
ト交流も定着しつつあり、楽し
となっています。

ショップ活動は、4～5 月は
いましたが、6 月以降は営業を
活性化に向けて精力的に取り
た。▽メルカリ出品▽
Instagram のアカウント開設▽
観賞魚飼育など…水槽のお魚
近所の男の子とお母さんが毎
くれていたほか、毎月機関車ア
作成し、ショップに置いて閲覧
することで、地域の方や、来店さ
さんなど、いろんな方が手に取



ぐりモー
みの 1 つ

閉店して
再開し、
組みまし

水槽での
を見に、
日通って
ルバムを
自由にす
れるお客
って私た

ちの活動の一部を見てくれています。また、数年ぶりに自主製品の開発、改善を行いまし

た。トルテを通じて販売しており、トルテ加盟事業所商品の詰め合わせセット企画では、エコバッグやメモ帳など約 10000 円分の受注をもらうことができました。

本年度は、感染状況を見ながら、散歩、買い出し、外食なども細々と続けていましたが、圧倒的に外に出る機会は少なかったと言わざるを得ません。「もっと外に出たかった」というのが利用者さんの本音だと思います。次年度は、状況を見ながらになりますが、一人一人に合った外出先を選び、もっと外に出ていきたいと思っています。

4：デーセンター音・on（生活介護）

□登録利用者：29 名／定員：15 名（2022 年 3 月末時点）

□活動状況

年度はじめの 4 月、利用者・スタッフ合わせて 10 名以上が新型コロナウイルス感染症で陽性となるクラスターが発生しました。前年より手指消毒、換気、フェイスシールド、施設内の消毒・抗菌、送迎車の運転席へのシート設置など様々な感染対策を講じてきたはずでしたが、感染拡大を防ぐことができず、約 2 週間にわたり活動を休止せざるを得ませんでした。休止中は、感染拡大の経過を記録として残し、法人全体で分析することを通じて改善点の整理や、今後の対策の方向づけをおこない、活動再開に向けた準備に取り組みました。

活動再開後は、幸い再びクラスターが発生することとはなく、通常通りの活動を続けることができています。近所の散歩のほか、季節の外出（花見や初詣など）、トルテ店頭販売、弁天町駅フリーマーケット出店など、可能な範囲での外出にも取り組むことができました。

取り分け、弁天町駅フリーマーケットについては、



利用者・スタッフ一丸となって売上増に取り組んだ結果、およそ6年ぶりに年間売上10万円を突破することができました。

本年度はクラスター発生も含めて「コロナ」に振り回されてしまった分、次年度はより積極的に外出を含む様々な活動の充実に取り組みたいと考えています。また、弁天町駅フリーマーケットのイベント自体が本年度をもって終了してしまうことを受けて、ショップでの販売促進のほか、着物などのリサイクル品については買い取り業者に来てもらうことも検討し、引き続き利用者還元金のアップにも注力していきたいと思います。

5：デーセンター夢飛行（生活介護）

□登録利用者：46名／定員：31名（2022年3月末時点）

□活動状況

前年度に引き続き、コロナ禍の中で始まった2021年度。様々な制限がある中で、どうしても「今までできていた活動」に取り組むことができるのか？みんなで一緒に過ごしたい、楽しいことがしたい、笑い合いたい、繋がりたい…そんな思いを持ちながら、可能な限りの工夫を凝らし、日常を紡いでいく日々でした。



イベントや日中活動におけるオンラインの活用や会場分散はすっかり定着し、もはや「お馴染み」のスタイルとなっています。また、隔月で開催している誕生日会では、毎回共通のゲームで楽しむのですが、本年度はコロナ禍であちこち旅行できない鬱憤を晴らすべく、日本全国を旅する「すごろくゲーム」を企画。各回の主役の利用者さんにとって思い出深い都道府県でのエピソードを紹介するなどして盛り上がりました。このように、「コロナに

負けてたまるか！」という気持ちを前面に出した活動が目白押しでした。



新しい取り組みとしては、ショップの軒先を利用した「夢飛行菜園」がスタート。園芸を趣味とするスタッフのノウハウを生かして、最初は利用者さんと一緒に夏野菜を植え、毎日水やりしたり、草抜きしたり、支柱を立てたりと大事に育てました。見た目にも美味しそうなトマトや茄子が収穫でき、調理の日にみんなで食べたりしました。夏野菜の栽培で取り組みが軌道に乗ってからは、季節ごとの作物を植えて随時収穫し、年度を通じて菜園は盛り上がりました。

一方、前年度は出なかった新型コロナウイルス感染症に罹患する利用者やスタッフが、本年度は散発的に発生。幸いクラスターには至らずに済んでいます。引き続き警戒を緩めることなく感染対策を講じていきたいと思ひます。

夢飛行の新築移転から1年余りが経過し、利用者・スタッフの大半が新拠点に馴染んできましたが、コロナによる通所自粛を2年近く続けている利用者もあり、そうした方々はまだ一度も「新・夢飛行」に通うことができていません。ご自宅と施設をオンライン中継で繋いで、朝礼や日中活動に参加してもらう取り組みも続けていますが、次年度こそはフルメンバーの通所が叶う一年となるよう、適宜働きかけていきたいと思ひます。

6：グループホームことのは（共同生活援助）

□入居定員：7名（2022年3月末時点）

□活動状況

【外出など余暇について】

2021年度も新型コロナウイルスによる外出自粛を余儀なくされた一年となりました。入居者さんは7月から8月の間にコロナワクチンを接種、3月には3回目接種も実施することができましたが、積極的な外出を行うことは叶いませんでした。

そんな中でも、クリスマスには車内から楽しめるイルミネーションイベントへの参加や3月



には人数制限のある水族館への外出、人込みを避けた外食などコロナ禍でも何とか外に出て楽しめるよう取り組んできました。

来年も既にいくつかの外出を予定しており、巣ごもり生活を解消し、余暇を精一杯楽しめるよう取り組みたいと思います。

【感染症対策について】

前年度同様、日常的な施設内消毒、空気清浄機などの使用を行い感染防止に努めています。また入居者・スタッフはもちろん来客者にも消毒と検温の徹底をお願いしています。

【入居者さんの心身の状態】

本年度は1名が2月に誤嚥性肺炎のため入院、悪化なく1週間で退院。1名が1月にご家族のコロナ陽性により濃厚接触者となりましたが、体調変化なく過ごされています。

【その他】

花見散歩、イルミネーション外出、忘年会クリスマス会、ゲーム大会、入居者さん誕生日会、ヨガ・ストレッチ、随時の買い物、外食など、ホーム内や入居者個人単位での活動は日常的に取り組むことができました。ただ、クリスマス会（忘年会）については、本年度も感染症対策の観点から、ご家族をお招きすることは叶いませんでした。

【次年度に向けて】

次年度は、ことのは開所10周年を迎えます。メモリアルなこの年に、ご家族とともに思い出に残るようなイベント等を行いたいと考えています。また10周年を迎え、各居室の設備や家具などの経年劣化が少しずつ見られます。これらの新調・掃除・模様替えなども入居者さんとともに進めていく予定です。



	2021 年度 活動・イベント	開催部署
毎月または隔月	車椅子ダンス練習会	全体
	「てんまーと」出店 ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休止	全体
	全体 FBM デイ ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休止	全体
	「Torute」店頭販売担当	各部署（生活介護）
	FBM デイ（※夢飛行は FBM&ハプティックセラピーウィーク）	各部署（生活介護）
	誕生日会	各部署（生活介護）
	リラクゼーション	各部署（生活介護）
	大阪市社会福祉研修・情報センターでの物販活動	モモの家
	絵本読み聞かせ	モモの家
	モモシネマ（映画上映会）	モモの家
	イオン野田阪神店「イエローレシートキャンペーン」参加 ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により店舗でのイベント参加は休止	モモの家
	キカンシャシネマ（映画上映会）	機関車
	映画評論会	機関車
	エクササイズデイ	機関車
	ガーデニングデイ	機関車
	ギター教室	機関車
	防災の日／防災クラブ（防災関連日中活動企画）	夢飛行・機関車
	On シネマ（映画上映会）	音・on
	天然酵母のパン販売（他事業所による出張販売）	夢飛行
	西成区役所「福祉の店」出店	夢飛行
	国際文化教室	夢飛行
	映画の日（映画上映会）	夢飛行
年間通じて随時	国際交流デイ	全体
	利用者・スタッフの歓送迎会@日中活動	各部署（生活介護）
	グループ外出・プール外出	各部署（生活介護）
	おやつ作りデイ	モモの家
	弁天町駅フリーマーケット出店	音・on
	入居者誕生日会	ことのは
4 月	花見外出	各部署（生活介護＋グループホーム）

	「e スポーツ」大会	音・on
5 月	指編みの会	機関車
6 月	入所式@オンライン ※4 月からの延期開催	全体
7 月	オリンピックイベント	音・on
8 月	車椅子ダンス発表会@オンライン	全体
	夏祭りイベント&浴衣会	モモの家
	宝塚医療大学介護実習受け入れ	モモの家+夢飛行
	BBQ パーティー	ことのは
9 月	お月見イベント	モモ
	縁日イベント	機関車
	仮面ライダーイベント	音・on
10 月	一泊旅行@舞洲	全体
	ハロウィンパーティー	モモの家
	宝塚医療大学介護実習受け入れ	モモの家+夢飛行
	スポーツ&芸術の秋イベント	音・on
11 月	一泊旅行@京都	全体
	ポジティブ生活文化交流祭@オンライン	全体
12 月	クリスマス会@中之島公会堂	全体
	モモの家オリジナルクリスマス会	モモの家
	忘年会@日中活動	モモの家
	機関車オリジナルクリスマス会	機関車
	忘年会@日中活動	音・on
	ナイトイルミネーション外出@車内（堺イルミネージュ）	ことのは
	クリスマス&忘年会	ことのは
1 月	成人のお祝いイベント	各部署（生活介護）
	初詣外出	各部署（生活介護）
	書初め大会	各部署（生活介護）
2 月	バレンタインデーイベント	各部署（生活介護）
3 月	ホワイトデーイベント	各部署（生活介護）
	花見外出	各部署（生活介護）
	福島区ヒューマンシアター会場物販	モモの家
	音楽の日	機関車
	忘年「度」会@日中活動	音・on
	個別外出企画（神戸 ATOA・IKEA 鶴浜・イオン大正など）	ことのは

7：リサイクルショップ・自主製品販売・利用者還元金

□リサイクルショップ



生活介護施設4拠点それぞれにリサイクルショップを併設し、地域の方々から寄付いただいた古着などのリサイクル品のほか、自主製品などを販売しています。「買い物」というごく日常的な行為を通じて、地域の方々と利用者とは自然な対面コミュニケーションを交わしながら関係を築いていくことがショップ運営の目的です。

2021年度は、コロナ禍で培ったオンライン中継のノウハウを活かし、4施設間でのショップ活性化Zoom会議を、日中活動の

時間を使って定期開催。それぞれ自施設の取り組みを紹介し、他施設での取り組みを自施設でも試験的に導入するきっかけとなるなど、一定の効果が見られます。

夢飛行のショップでは、移転に伴う新装開店から1年余りが経過し、地域の方々の中にも新ショップの存在が根付いてきている印象です。ただ、来店者数自体は増加傾向にあるものの、店舗レイアウトの影響か、夢飛行の商品よりもテナント（地域の主婦層）さんの商品のほうがよく売れるという状況が続いています。一方でメルカリを有効活用して、ブランド物のリサイクル品の売り上げを伸ばし、店舗売上の低調を補完しているほか、商品の発送作業を通じて利用者の外出機会を増やすなど、日中活動の充実に好影響を与えています。

モモの家では、コロナ禍を逆手に取って「ビー玉アートの布マスク」を製作。一定の好評を得てショップでもそれなりの売上を出しているほか、前年度軒並み中止となっていた出張販売先のイベントが少しずつ再開され（大阪市社会福祉研修・情報センター、福島区ヒューマンシアターなど）、徐々にではあるものの、マスクを中心とする自主製品の売上が息を吹き返しつつあります。

機関車のショップは、緊急事態宣言期間中（4～5月）臨時休業していたものの、6月に営業を再開してからは、すぐに常連客が戻ってきてくれたこともあり、リサイクル品を中心に年度を通して堅調な売上を見せました。その後も、地域の方と利用者の交流のきっかけになればと、ショップでの熱帯魚飼育や苔販売を始めたり、夢飛行との情報交換からInstagramやメルカリ

出品の取り組みをスタートさせるなど、精力的にショップの活性化に取り組んでいます。

音・on では、弁天町駅フリーマーケットでの出張販売に注力した結果、商品仕分けやポップ制作などの準備段階から、実際の出店に至るまで、多くの利用者さんを巻き込んで活動を盛り上げることができ、還元金となる売上の大幅アップを成し遂げました。一方で、ショップ自体の地域での認知度を高めるべく、季節ごとの店舗装飾や幟制作、各種キャンペーン（ハロウィーンでの飴配りなど）にも力を入れました。徐々にではありますが、常連客と呼べるようなお客さんも付いてきており、弁天町駅フリーマーケットが終了する次年度以降も失速せずに売り上げを伸ばせるよう、引き続き打開策を模索中です。

□自主製品販売（Torute・てんまーと・その他イベント）

施設	自主製品	価格
夢飛行	ポストカード	200 円
モモの家	布製マスク	200 円
	布製コースター	100 円
	ぽち袋	200 円
	お祝い袋	200 円
	マスキングテープ	200 円
	メッセージカード	100 円
	メモ帳	150 円
	ラベルシール	100 円
	ポストカード	200 円
機関車	メモ帳	200 円
	一筆箋	300 円
	エコバッグ	200 円
	ポストカード	200 円
音・on	くるみボタンのヘアゴム・小	150 円
	くるみボタンのヘアゴム・大	200 円
	ミニ巾着	150 円
	ポストカード	200 円



生活介護各施設単位で取り組んでいる販売活動（モモの家→大阪市社会福祉研修・情報センター物販会、夢飛行＝西成区役所「福祉の店」など）に加えて、全部署共同で取り組んでいるものとして、「てんまーと」（大阪天満宮境内で開催される手作り雑貨市／毎月１回／当方の出店は毎年主に４～６月・９～１１月）、「Torute」（大阪市内の障害者支援事業所が共同運営する自主製品アンテナショップ／毎月複数回の店頭販売を担当／大阪メトロ堺筋本

町駅構内）、「東北⇄関西⇄九州ポジティブ生活文化交流祭」（被災地支援イベント／毎年１１月／長居公園）などが挙げられます。

てんまーとについては、前年度に引き続き、2021 年度もコロナ禍により年間通じて休止。「ポジティブ祭」についても同様で、オンライン配信での開催となり、自主製品販売や対面交流の機会が失われてしまったことがとても残念でした。

一方 Torute については、こちらも前年度と同じく、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置期間を除けばほぼ通常通りの稼働となり、私たちも店頭販売に出かけることを通じて、コロナ禍の中でも利用者の貴重な外出機会とすることができました。年度末には Torute 加盟事業所の自主製品詰め合わせセットの企画があり、私たちも各施設の自主製品で企画に参加。売上増に一役買いました。

□利用者還元金：

「利用者還元金」となる各種売上の合計は、前年度（2020 年度）比でおよそ 33% 増の約 108 万円。利用者 1 人当たりが受け取る還元金は約 8,000 円（前年度比約 35% 増）となりました。コロナ禍という状況は変わっていないにもかかわらず、前年度からほぼ横ばいで推移した機関車を除く 3 施設が売り上げを伸ばしました（夢飛行→約 23% 増、モモの家→約 250% 増、音・on→約 217% 増）。



夢飛行は、ショップの売り上げこそ低調だったものの、単価の高いビー玉アート絵画リース事業では前年度よりも売り上げを大きく伸ばしたほか、コロナの影響で前年度から引き続き中止となっている大阪歯科大学の介護施設実習受け入れに代わり、本年度初めて実施した宝塚医療大学の介護実習（介護福祉士を目指す留学生）受け入れによる実習費収入（実習生に対して「先生」としての役割を担う利用者に還元することになっています）も手伝って、2015年度以来6年ぶりに売り上げ合計が50万円を超えました。

モモの家については、新作の布製マスク（ビー玉アート）を軸とする自主製品の売り上げが伸びたほか、夢飛行と同じく宝塚医療大学の介護実習受け入れが還元金となる売り上げのアップに大きく貢献しました。音・onでは、本年度特に注力した弁天町駅フリーマーケット出店により、リサイクル品、自主製品ともに大幅な売り上げ増となりました。

そして、機関車についても「横ばい」とはいえ、コロナ禍の中にあってもショップ活動の活性化や自主製品の開発・改良によって、売り上げを大きく落とすことなく「維持」できたことにより、結果として全体の売り上げ増を支えました。全体の売り上げ合計が100万円を超えたのも、2015年度以来6年ぶりのことでした。

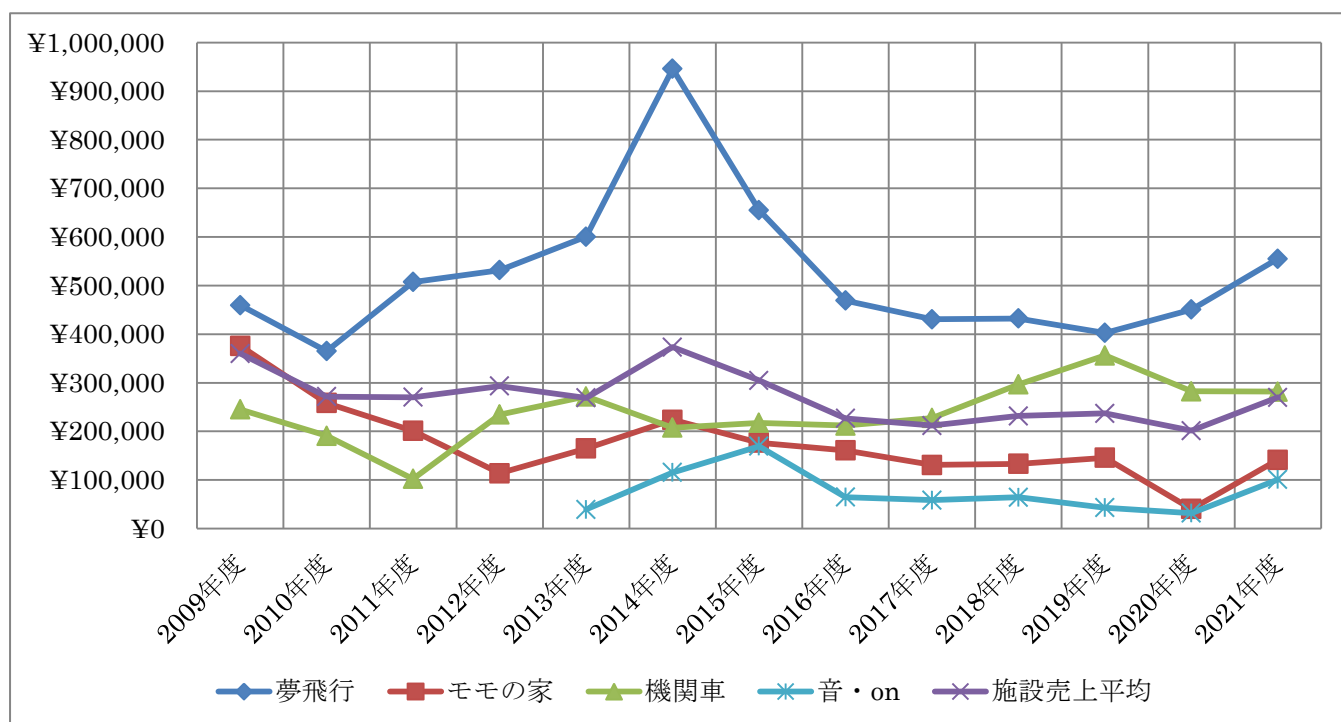
新型コロナウイルス感染拡大の影響は未だに無視できませんが、そんな中でも全体の売上増を成し遂げたことの意味は小さくないと考えています。利用者還元金となる売上は、利用者やスタッフの「生計」に直接影響するものではありません。あくまでも「売上増＝地域・社会からの共感・理解の拡大」という等式の成立を目指す——そうした位置づけで取り組んでいるものです。それ故に、利用者を巻き込みながら（＝利用者の主体的な関わりを組み込みながら）売上金を生み出す活動の成否は、自身の「仕事」に対するスタッフの「熱量」に負うところがかなり大きいと言えるでしょう。その熱量の「供給源」をどこに求めるのか？個々のスタッフとしても、法人としても引き続き模索していきたいと思います。

【2021年度・施設別売上合計】（）内は前年度の結果

モモの家	機関車	音・on	夢飛行	その他（繰越金等）	総合計	利用者数
141,658 円 (40,526 円)	281,754 円 (282,398 円)	101,130 円 (31,867 円)	555,234 円 (450,618 円)	1,117 円 (7,118 円)	1,080,893 円 (812,527 円)	135 名 (137 名)

※利用者1人当たりの還元金額＝8,006円／人（前年度＝5,930円／人）

【施設別売上合計の推移】



8：絵画

日中活動で制作したビー玉アート絵画（画布生地）を概ね1クール3ヶ月で貸し出す「絵画リース事業」は、コロナ禍においても、作品掛け替え（お届け）外出の際は公共交通機関ではなく送迎車を利用するなど、感染予防策を講じながら活動を継続しました。結果、6箇所のリース先（全て歯科医院）に対して、掛け替えのための訪問回数は前年度を上回る16回、リース代金売上も過去最高を更新して24万



円（前年度 165,000 円）を計上することができました。

また、「きづきデザインラボ」代表の竹綱章浩氏を外部アドバイザーとして招き、リース用絵画新作の共同制作を実施。6 作品が完成しています。利用者還元金となる売上の単価が高く、リースという形態をとることで顧客との息の長い付き合い＝関係作りが可能で、かつ、利用者の外出機会の創出にも繋がるという点で、今後もさらなる充実を図りたい活動の一つです。

一方、私たちの絵画活動の「広報・発信」という側面では、大阪市障害児・者施設連絡協議会の実践研究報告会にて「重症心身障害者によるアート活動の可能性」と題した、ビー玉アートに関連する事例報告も行いました。

その他、モモの家、機関車、音・on ではビー玉アートを取り入れた自主製品開発に力を入れました。布製マスク、巾着、エコバッグなど、時節柄を意識した新作商品は、各施設の売り上げ増とともに、ビー玉アートを通じた重症心身障害者理解の促進や情報発信にも貢献しています。



9：車椅子ダンス



毎年、生活介護の各施設から選抜されたメンバーが、日中活動の時間を利用した月1～2回の合同練習を一年間続け、発表会でその成果を披露することになっています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、第14期メンバーについては、前年度（2020年度）予定していた合同練習を中止し、発表会については本年度（2021年度）8月に延期の上、オンラインの非公開配信による観覧形式となりました。演目は「パプリカ」（Foorin）、「タッチ」（岩崎良美）、「A Whole New World」（ディズニー「アラジン」より）の3曲。

ライブではなく、事前にダンス動画を撮影・編集し



たものを配信するという初めての試みであったため、演出上の工夫や時間配分などの面で課題を残したものの、時間や場所を選ばず視聴できる配信形式は、ご家族からも一定の好評を得ました。一方で、2年ぶりに対面開催となったクリスマス会@大阪市中央公会堂（12月）のプログラム中に、14期メンバーのミニ発表会を決行。演目1曲のみの短縮版とはなったものの、2

年ぶりに「生」でダンスを披露する機会をつくることができました。

本年度9月からは、新メンバーによる第15期が始動。毎月の合同練習は再開できたものの、感染症対策により分散練習を基本としていたため、全メンバーが揃っての練習が思うように進まないという課題も残っています。次年度（2022）7月には「コロナ前」と同様、西成区民ホールでの発表会を予定しており、鋭意猛練習に励んでいる状況です。予定している演目は「渡月橋～君想う～」(倉木麻衣)、映画「タイタニック」から「My heart will go on」(セリーヌ・ディオン)、「波乗りジョニー」(桑田佳祐)の3曲。

施設の垣根を越えた「ゆうのゆう」としての一体感を感じることでできる一大イベントの一つ。3年ぶりとなる「フルスペック」の発表会を成功させることができるよう、メンバーではない利用者・スタッフも巻き込んで雰囲気盛り上げを期していきたいと思えます。

10：輪（つながり）委員会

主に利用者の家族と担当スタッフが定期的(1～2ヶ月に1回程度)に集まり、重症心身障害者と呼ばれる利用者の将来の生活、とりわけ「親亡き後の生活」について、意見交換や学習会、見学会などを通じて具体的なアクションに繋げていくための取り組みです。

2021年度は、完成した「つながりノオト」(親・家族にもしものことがあった時のために必要な情報を予め書き残しておくもの)のさらなる活用を促進すべく、書き方講習会を行う予定でした。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、結果的には1回のみの開催となってしまいました。

「コロナが終息すれば是非講習会に参加したい」との声も頂戴しているため、次年度も感染状況を注視しながら講習会の定期開催を期しているほか、「ノオト」の書き方や活用方

法についての個別相談、法人ホームページ上での「書き方解説」掲載などを予定しています。

同じく予定していたご家族向け「成年後見人制度勉強会」についても、新型コロナウイルスの影響により、本年度は開催を見合わせました。こちらでも次年度は定期的な勉強会を再開し、制度活用促進の一助にしていきたいと考えています。

一方、本年度本格化した取り組みの一つが、利用者（重症心身障害者）の将来生活についてのモデルケースづくりです。「一人暮らし」を目指すある一人の利用者さんにスポットを当て、ご家族、計画相談支援事業所との連携体制構築～経済面の基盤・住居・支援者（ヘルパー）確保など、種々の課題解決サポートに取り組んでいます。次年度は、当該利用者さんの「一人暮らし」をさらに具体的・实际的に後押ししつつ、この取り組みで得た経験やノウハウを、他の利用者さんのケースにも還元できるよう準備を進めていきたいと思っています。

【2021 年度・つながり委員会開催実績】

開催日	会場	参加者（家族）	内容
7/12	TATSUMI 福島ビル	4 名	「つながりノオト」書き方講習会

11：FBM（ファシリテーションボールメソッド）

FBMは「Facilitation Ball Method」の略称で、空気量を調整した専用のボール（ファシリテーション・ボール）を媒介とした心身へのアプローチ法を指します。FBM インストラクター養成講座を修了したスタッフが所属する施設では、毎月1～3回の「FBM デイ」や「FBM ウィーク」を設定して日中活動として取り組んでいるほか、朝礼時や帰り送迎の待機中など、「隙間時間」も適宜活用することで、利用者さんとのコミュニケーション手段の一つとして定着してきました。

本年度についても、コロナ禍の影響により、インストラクタースタッフを擁する各施設での FBM デイとは別に毎月実施していた「全体 FBM デイ（各



施設から利用者・スタッフが参加)」については休止としました。長年ペンディングとなっている「FBMに参加した利用者個々の活動記録の作成と活用」については、感染予防に細心の注意を払いつつ、次年度こそ形にできるよう努めていきたいと考えています。

12：旅行



じ「大阪」と「京都」ですが、「遠方旅行の再開」への試金石として「東京」コースも追加しました。ただ、前年度同様コロナ禍での旅行行事ということで、緊急事態宣言期間中は避けるなど、催行の判断に困難を伴う一年でした。結果的には、大阪旅行（舞洲）は10月、京都旅行は11月に、それぞれ催行することができましたが、9月に予定していた東京旅行については、本年度の催行を断念。次年度5月への延期を決めました。

大阪・京都の旅行では、食事時や移動時などに密にならない工夫をおこなったほか、万一の感染発生に備え、宿泊先の部屋割りは他施設（部署）の利用者・スタッフと同室にならないようにするなど、感染対策に十分留意しました。コロナの影響で様々な制約はあったものの、旅行に参加した利用者さんはとても楽しんでいた様子。なかなか気軽に・自由に外出ができない中、意義のある活動ができたと感じています。

元々希望する利用者1人当たり「毎年1回」「1泊2日（遠方は2泊3日）」だったものを、「希望者1人当たり2年に1回」「1泊1.5日」と規模を縮小して、2018年度以降、本格的な活動再開に漕ぎ着けました。

本年度（2021）は2年サイクルの後半（前年度＝2020が前半）ということで、行先は基本的に前年度と同



一方、コロナ禍以降入職したスタッフは、そもそも利用者さんとの日常的な外出の機会自体が少なく、外出時支援のノウハウ共有やスキル習得がしにくくなっている可能性があります。本年度の旅行では大きな問題は起こりませんでしたが、今後は旅行支援経験のない若手スタッフへのレクチャーなども含め、事前の計画・準備を従前以上に入念におこなう必要があるように感じました。

「日常とは異なる楽しいひと時」であると同時に、公共交通機関や宿泊・観光施設など重症心身障害者であっても不自由なく利用できる「社会資源の開拓」を担う取り組みでもある旅行。依然としてコロナ感染の状況に左右される側面が大きいことは確かですが、旅行行事に対する法人としての位置づけをスタッフ間でも再確認した上で、可能な限り積極的な催行を期していきたいと考えています。

【2021 年度・旅行行事の状況】

日程	行先・宿泊先など	利用者参加数※()内は家族
10/10～10/11	① 大阪（ホテル・ロジック舞洲／BBQ・海遊館）	7 名（なし）
11/7～11/8	② 京都（京都タワーホテル／京都水族館・東寺ライトアップ・京都タワー・辻利カフェなど）	8 名（なし）

13：国際交流企画

ワーキングホリデー制度により来日した外国人青年をアルバイトスタッフとして採用し、一回きりの「見学」ではなく、一定期間「日常を共にする」ことを「国際交流」として位置づけ、受け入れを始めてから 20 年以上が経ちました。現在、一定の外国語スキルを持つ日本人スタッフも増え、その協力を得ながら、外国人スタッフが主体となって日中活動を盛り上げる国際交流企画が軌道に乗りつつあります。



全部署参加の国際交流企画は、前年度（2020）以来のコロナ禍に鑑みて、各部署をオン

ラインで繋ぎ、リモートで楽しめるよう工夫を凝らしてきました。おおよそ3か月に1回のペースで「リモート国際交流」と銘打って実施しています。

2021年度は、ドイツ、韓国、ブラジル出身のスタッフが、それぞれの母国の料理や遊びなどの文化、自身のルーツなどを動画や写真を用いて紹介してくれました。とりわけ、韓国人スタッフ（ワーキングホリデー）による「オンライン・ユンノリ（韓国風すごろく）」企画では、実際にゲームボードなどの道具を用意し、オンライン中継による全員参加型の各部署対抗で遊び、非常に盛り上がりました。

夢飛行では、全部署参加の企画とは別に独自の「国際文化教室」を定期的



に開いてきました。本年度は、韓国人スタッフの徴兵体験の話を聞いたり、韓国ドラマ「イカゲーム」で話題になった「型抜きゲーム」で遊んだほか、宝塚医療大学からの介護実習受け入れ期間には、ネパールとベトナム出身の実習生（留学生）に、それぞれの母国の文化を写真で紹介してもらうなど、スタッフ以外の外国人の方にも活躍

いただきました。夢飛行以外の部署でも、外国人スタッフが中心となって母国の家庭料理を皆で作る調理企画や、ショップのレイアウトを考案してもらうなど、各部署独自の多彩な取り組みが見られました。

一方、新型コロナウイルスの影響により、ワーキングホリデーの受け入れがストップしていることもあり、外国人スタッフの人数自体は減少傾向です。本年度末現在、毎年受け入れを実施している「独日平和フォーラム」経由のドイツ人ボランティアスタッフや、個人単位のワーキングホリデースタッフは0名で、在留外国人スタッフ（配偶者ビザ・留学生ビザ）3名のみが活動しています（ブラジル・イタリア・台湾）。

次年度（2022）も当座はこうした状況が続くものと見られますが、「リモート国際交流」の定期開催を継続しつつ、日常の活動でも外国人スタッフが活躍できる機会の創出を図り、結果的に利用者さんの日常生活が豊かなものとなるよう努めていきたいと思っています。

【2021 年度・リモート国際交流】

時期	企画内容	企画スタッフ
6/12	地元（ドイツ）の家族や友人など紹介	ドイツ人スタッフ 3 名
7/10	ドイツ料理・祭りなどの文化紹介	ドイツ人スタッフ 3 名
10/8	オンライン・ユンノリ	韓国人スタッフ 1 名
2/9	ブラジル料理などの文化、スタッフ自身のルーツ紹介	ブラジル人スタッフ 1 名

14：後援会

延べ会員数は約 1200 名ですが、逝去などによる退会もあり、現員は約半数の 615 名となっています。従来の施設改修や送迎車両確保のほか、近年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、感染症対策のための備品購入等、後援会による支援の重要性が年々増している一方、友人・知人などに呼びかけ、後援会員を勧誘・獲得できる関係者やスタッフは全体のごく一部です。「後援会員の獲得」＝「私たちの活動に対する理解・共感を財政面の充実に結び付けること」——法人が社会に果たす役割や重症心身障害者と呼ばれる利用者のことを、「自分の言葉」で発信していく姿勢と実践が、スタッフ一人一人に求められています。

15：医療的ケア

喀痰吸引や経管栄養注入といった医療的ケアを必要とする利用者は年々増加傾向にあり、2021 年度末現在で 69 名、実に全利用者（135 名）の過半数を占めるに至っています。2012 年度からは「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正が施行され、一定の要件を満たした介護職員が喀痰吸引などの「特定行為」を業務として行うことができるようになりました。これを受けて、法人内でも法定研修の受講、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請手続きを随時おこない、医療的ケアを必要とする利用者の支援に支障をきたすことがないよう態勢を整えています。しかし一方で、改正法の施行からおよそ 10 年が経ちましたが、医療的ケアを制度に則って実施するための事務手続きの煩雑さや、研修などにかかる法人の費用負担など、制度運用面での課題が多いのも事実です。医療的ケアの「円滑な提供」や「普及」を推進していくためには、行政に対する現場からの働きかけが一層必要になると思われます。

現場で医療的ケアに当たるスタッフにとっては、自分たちのケアが「治療」を目的とした「医療行為」ではなく、あくまでも「生活支援の一手段」としての「医療的ケア」なのだという自覚を失うことなく日々の業務に当たることが不可欠です。医療的ケアのスムーズな実施を可能

とする環境整備を継続しておこなうと同時に、スタッフ一人一人が、重症心身障害者支援の目的と意味を自問自答し続けることができる「職場風土」の維持・醸成が今後も課題となります。

16：スタッフ体制・研修・育成

生活介護施設4ヶ所（主たる事業所×2、従たる事業所×2）、グループホーム1ヶ所について、2021年度も人員配置基準を満たす体制を維持することができました。ただし、ここ数年来、退職するスタッフに加え、産前・産後休業や育児休業を取得するスタッフの増加に伴い、必要なスタッフ数の確保が課題となっています。正規スタッフの採用活動の一層の工夫とともに、アルバイト採用やアウトソーシング、適切な人事異動も含めた総合的な対策を講じている最中です。

また、結婚や出産・育児といったライフステージを迎えた現職スタッフが「長く仕事を続けることができる」環境整備を推進する必要にも迫られています。こうした状況を受けて、2021年度も「福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ」に加えて「特定処遇改善加算」を算定し、福利厚生をより手厚くするよう努めています。

一方で、こうした加算による事業収入は、サービス提供実績に比例して増減します。前年度（2020）はコロナ禍による利用（通所）自粛の影響で大幅な収入減となりました。本年度（2021）のサービス提供実績は一定の回復傾向を見せたものの、「コロナ前」の2019年度の水準には届きませんでした。利用者支援に穴を開けることなく継続し、さらにその充実を図るためには、スタッフの人員増や定着に対応できる事業収入の確保が欠かせません。コロナ禍にあっても積極的にサービスを利用していただけような環境整備とともに、新たな事業展開も含めて、慎重に検討・吟味を重ねたいと考えています。

スタッフ研修については、WEB研修「サポーターズ・カレッジ」受講をベースとした上で、看護師スタッフによる医療的ケアミニ研修、対象となるスタッフの年次を指定した内部研修、外部の研修会・セミナー等を通じて、スタッフの資質向上の一助となるよう努めました。また、1年目のスタッフに対するメンター制度（個別の指導・育成スタッフ＝メンターを配置）は本年度も継続。段階的な習得（到達）目標を設定した上でOJT（現場での直接指導）に取り組みながら、習得状況の振り返りや悩み事の相談のための定期面談（3ヶ月に1回）を設けるなどして、重点的なフォローの仕組みを整えています。

利用者支援に当たって、個々のスタッフが「余人を以て代えがたい資質」を発揮できる職場風土を醸成したいと思う一方で、「どのスタッフであっても一定以上の質で遂行可能」としたい（標準化したい）業務も少なくありません。スタッフ研修・育成の在り方が、その双方に大

きく影響することを踏まえ、今後も試行錯誤を続けていきます。

17：緊急時対応対策委員会

2015 年度に設置した緊急時対応対策委員会（法人役員・施設長・副施設長・中堅以上のスタッフで構成）は、本年度も 1～2 ヶ月に 1 回の定例会議を軸に、対応・対策の具体化を推進しました。

本年度（2021）は、障害福祉サービスの制度改定により、大規模自然災害発生時や感染症流行時の事業（業務）継続計画＝BCP 策定・訓練等実施のほか、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、感染症対策委員会の設置などが義務付けられることとなりました。取り扱う内容が当委員会の協議・検討内容と重なる部分が大きいため、設置が義務付けられた委員会については、当委員会が兼ねるものとししました。

①利用者の体調急変時・事故時の対応・事前対策・ケース検討＋医療的ケア安全委員会

日常に起こりうる事故などの緊急時対応については、実際に起きたヒヤリハットや事故の事例検討を入念におこない、原因分析や再発防止施策に取り組みました。

本年度は、服薬や水分・栄養などの経管注入ケアに関する事故・ミス事例のほか、人工呼吸器を使用している利用者の体調急変時対応、ヒヤリハット事例を複数回取り上げました。吸引や注入などの医療的ケアを必要とする利用者はもとより、近年は人工呼吸器を使用して生活する方も増加傾向にある中、呼吸器の取り扱いや呼吸状態の悪化への対処など、今後ご家族や看護スタッフとの緊密な連携に基づいてケアに当たることを確認しました。

②BCP／防災委員会

災害時・緊急時の法人→利用者（家族）への連絡を確実なものとする（既存のメーリングリストで頻発する不達を解消する）ため、スマートフォンアプリ「LINE」と「LINE WORKS」を活用した新しい連絡網を整備しました。ただ、LINE を使っていないご家族もおられるため、現在はメーリングリストと LINE 連絡網を併用する形で、効果的な使い方を模索しているところです。

また、これまで火事や地震、交通事故や感染症発生など、災害や事故の種別ごとに別個に作成していた対応マニュアルを整備・統合し、「防災／危機管理マニュアル」として再編しました。

（1）法人全体の共通事項：スタッフの参集基準、食糧・飲料水の備蓄、訓練計画など

(2) 各施設の取り決め事項：避難場所・経路など

(3) 災害・危機事案種別ごとの行動手順：火事・地震・台風・水害・感染症・交通事故・利用者さん体調急変の7種別

(4) (3) の行動手順それぞれの簡易版：普段から確認が容易な掲示用・配布用

(5) 災害・危機事案「発生後」のBCP（事業継続計画）：大規模自然災害時用＋感染症集団発生時用

以上5つのパートで構成されています。平時からの備え→発生時の避難→発生（避難）後の活動再開・継続という時系列を念頭に置きながら、実際のマニュアル運用に向けた協議・検討を進めているところです。

③感染症対策委員会

年度当初の4月、音・onにおいて新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生（利用者・スタッフ合わせて10名以上が感染）。施設内や送迎車内の消毒・換気、ケア場面でのマスク・グローブ・フェイスシールド等の着用など、可能な範囲での感染予防対策は十分に講じてきたつもりでしたが、結果的に音・onは約1ヶ月の活動中止を余儀なくされました。

クラスター発生後、音・onスタッフへの聞き取りなどを通じて、考えられる感染経路や感染発生後の対応の反省点（関係者・機関への連絡漏れなど）などを整理し、今後の対処方針や具体的な行動フローなどの策定に活かしました。

従来からの感染予防対策に加えて、利用者・スタッフのワクチン接種手配や状況把握、福祉施設職員向けの定期無償PCR検査（大阪市）や簡易抗原検査キット無償配布（大阪府）の活用、感染発生時の経路や濃厚接触者追跡のための記録記名ルール化（食事介助）など、とりわけ感染者や濃厚接触者の早期発見・特定のための対策を強化し、感染の「拡大」を最小限に止めることを第一としました。

結果的に、本年度末現在までの間、散発的な感染は発生したものの、再びクラスターに至るような事態には陥ることなく活動を継続することができています。

次年度以降も、新型コロナウイルスへの対応を軸にしつつ、インフルエンザやノロウイルスなど従前から知られている感染症への対策も並行して進めていきたいと思います。

18：決算報告

「WAM・NET」（独立行政法人福祉医療機構が運営する情報サイト）に掲載済み。

19：定款

第1章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第二種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人ゆうのゆうという。

（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を大阪市福島区に置く。

第2章 役員及びスタッフ（職員）

（役員の定数）

第5条 この法人には、次の役員を置く。

（1） 理事 6名

（2） 監事 2名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

- 3 前項の代表理事をもって社会福祉法の理事長とする。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 役員は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の選任と解任)

第7条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員の報酬)

第8条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給できる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(理事会)

第9条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては代表理事が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定および解職

- 3 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 前項の規定に関わらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。
- 6 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 7 理事会に出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印もしくは署名する。

(理事の職務および権限)

- 第10条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

- 第11条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事およびスタッフに対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(スタッフ（職員）)

- 第12条 この法人に、スタッフを置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要なスタッフ（以下「施設長等」という）は、理事会において、選任および解任する。
 - 3 施設長等以外のスタッフは、代表理事が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

第14条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任および解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員解任・選任委員会は監事2名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦および解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営の細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦および解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任および不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員会の構成と権限)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は次の事項について決議する。
- (1) 役員の選任または解任
 - (2) 役員の報酬等の額
 - (3) 役員ならびに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表および収支計算書）および財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(評議員会の開催と招集)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

3 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 17 条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除き、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 5 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長および出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が署名または記名押印する。

(評議員の任期と報酬)

第 19 条 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 4 評議員に対して、各年度の総額が 30 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 5 評議員には費用を弁償することができる。

第 4 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 20 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 現金 1 0 0 0 万円
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらねばならない。

(基本財産の処分)

第 21 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会および評議員会の承認を得て大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 22 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、代表理事が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 23 条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第 24 条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事

会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表および収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第25条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第26条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第27条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の

同意がなければならない。

第5章 解散

(解散)

第28条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人やNPO法人等の社会福祉事業を営む法人のうちから選出されたものに帰属する。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第30条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、
生 大阪市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届けなければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、社会福祉法人ゆうのゆうの掲示板に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第32条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

代表理事	今柳田和男
理事	齊藤真弓
理事	小林美穂
理事	菅野真弓
理事	太田晴美
理事	吉田肇
監事	高松邦明
監事	永田徹

変更後の定款は平成 19 年 12 月 12 日から施行する。

変更後の定款は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

変更後の定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【定款細則】

1. 評議員選任・解任委員会

評議員選任・解任委員会の委員は、議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

2. 日常の業務として理事会が定め、代表理事が専決するものは以下の通りとする。

- ① 施設長等の任免その他重要な人事を除くスタッフの任免
- ② スタッフの日常の労務管理・福利厚生に関すること
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微のもの
ア 日常的に消費する調理材料、消耗品等の日々の購入

- イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
ウ 緊急を要する物品の購入等
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得および改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- ⑦ 損傷そのほかの理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 利用者の日常の処遇に関すること
- ⑩ 利用者の預り金の日常の管理に関すること
- ⑪ 寄付金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

以上

20：役員・評議員

2022年4月1日現在

評議員 麻田昌美（家族会副会長）

佐久間裕子（家族会副会長）

西森年寿（大阪大学准教授）

朴君愛（アジア・太平洋人権情報センター 上席研究員）

三木仁志（歯科医師）

柳川敏美（大阪市キャリア教育支援センター統括）

山本美穂代（家族会副会長）

理事 大槻瑞文（NPO 法人理事）

工藤涼二（弁護士）

小林美穂（社会福祉法人ゆうのゆう代表理事）

斎藤真弓（医師）

菅野真弓（NPO 法人代表理事）

廣本三枝子（前家族会会長）

監事 津田康夫（元障害者支援施設長）

荒井俊旦（弁護士）

21：役員等報酬基準

役員報酬に関する支給基準

第1条 この基準は、社会福祉法人ゆうのゆうの理事および監事の報酬等について評議員会が定めるものである。

第2条 本規定で役員とは、理事および監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条 理事が、理事会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 理事が、入札等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

3 理事に対し、別表1による年額1000円の報酬を支払うことができる。

第4条 理事が、代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第5条 監事が、理事会および評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 監事が、法人および施設・事業所への実地指導・指導監査等への立会および運営状況の指導もしくは監査の業務またはその他代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第6条 役員が、法人および施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、別表3による日当および旅費・宿泊費を支給することができる。

第7条 監事、理事が同一日に開催される理事会および評議員会に複数回出席した場合は評議員会にかかる報酬および旅費は支給しない。

第8条 法人および施設・事業所のスタッフを兼務する役員は、原則この規定を適用しない。

第9条 「社会福祉法人ゆうのゆう定款」第8条にいう役員報酬の総額全体は、30万円以内とする。

第10条 本規定の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この規定は、2017年4月1日から施行する。

2. この規程は、2021年4月1日から施行する。

評議員報酬に関する支給基準

第1条 この基準は、社会福祉法人ゆうのゆうの評議員の報酬等について評議員会が定めるものである。

第2条 報酬とは、法人と委任関係にある評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 評議員が、入札等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

3 評議員に別表1による年額1000円の報酬を支払うことができる。

第4条 評議員が、代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第5条 評議員が、法人および施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、別表3による日当および旅費・宿泊費を支給することができる。

第6条 評議員が同一日に開催される理事会および評議員会に複数回出席した場合は理事会にかかる報酬および旅費、また複数回目となる評議員会分は支給しない。

第7条 この支給基準の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この支給基準は、2017年4月1日から施行する。

2. この支給基準は、2021年4月1日から施行する。

22：処遇改善加算

2021年度の処遇改善加算は以下の計画に基づき支給した。

- 正スタッフ：勤続年数2年目のスタッフから毎月2500円～32000円分を計算し、1年分を年1回、2022年3月に一時金「学習支援金」として、書籍購入や国内外施設見学の旅行費用等、スタッフの資質向上のための費用への充当を想定して支給する。（表1参照）
- 非常勤スタッフ（派遣スタッフを除く）：勤務期間に応じて、1時間当たり30円・

50 円・90 円を算定し、1 年分を年 1 回、2022 年 3 月に一時金「学習支援金」として、書籍購入や国内外施設見学の旅行費用等、スタッフの資質向上のための費用への充当を想定して支給する。（表 2 参照）

- 夜間ケア：共同生活援助において 10 時間以上の宿泊を伴う夜間支援を行ったスタッフ（常勤、非常勤問わず）に対して 1 回 6500 円を算定し、1 年分を年 1 回、2022 年 3 月に一時金「学習支援金」として、書籍購入や国内外施設見学の旅行費用等、スタッフの資質向上のための費用への充当を想定して支給する。

- 業務水準の向上に取り組む正スタッフを評価し、より一層の取り組みを促すことを目的として、施設長が特に評価する正スタッフ 10 名に対し、5 万円を年 1 回、2022 年 3 月に一時金「学習支援金」として、書籍購入や国内外施設見学の旅行費用等、スタッフの資質向上のための費用への充当を想定して支給する。
評価の方法・項目は表 3 参照。

- 研修への参加を促し、スタッフの資質向上、支援活動の充実を図るため、正スタッフのうち夜間ケアに従事しないスタッフの研修について、年 1 回、2022 年 3 月に一時金「学習支援金」として、42000 円を支給する。ただし、法人指定の研修時間数、回数、報告書提出を満たさない場合には、減額を行う。

2021 年度の「特定」処遇改善加算は以下の計画に基づき支給した。

- 勤続年数 10 年以上（2012 年度入職者以上）の正スタッフのうち、社会福祉士もしくは介護福祉士の資格保有者、サービス管理責任者に対し、1 人当たり 1 ケ月 20000 円を算定し、12 ケ月分を 2022 年 3 月に一時金「学習支援金」として、書籍購入や国内外施設見学の旅行費用等、スタッフの資質向上のための費用への充当を想定して支給。

表 1 正スタッフの学習支援金（1 ケ月算定額）

年目	入職年	金額
15 以上	2007 年以上	32000 円
14	2008 年	32000 円
13	2009 年	30000 円
12	2010 年	27500 円
11	2011 年	25000 円
10	2012 年	22500 円
9	2013 年	20000 円
8	2014 年	17500 円
7	2015 年	15000 円
6	2016 年	12500 円
5	2017 年	10000 円
4	2018 年	7500 円
3	2019 年	5000 円
2	2020 年	2500 円

表 2 非常勤スタッフの学習支援金算定

勤務期間	1 時間当たりの増金額
2～3年目	30 円
3～4 年目	50 円
5 年目～	90 円

表 3 評価の方法

期間	2021 年 4 月～2022 年 2 月までの 1 年間、継続的に評価する
評価について	余人をもって代えがたく、スタッフの目標となりうる顕著な活動・行動について以下 3 点から評価を行う。マイナス評価は行わない。ただし各スタッフに求められる業務量・質・体調管理・出勤・態度を維持していることが前提
評価項目	
①業務態度	明るく、安心できる雰囲気づくり（挨拶や日中活動での様子等） 利用者さんへの介助、言葉づかい、態度など丁寧な接し方 御家族からの信頼 スタッフ間でのプラス評価（入浴や食事介助、外出、掃除、整理整頓等）
②活動	利用者さんの地域生活・社会参加を豊かにする活動の積極的な創出（無から有、「0」から「1」を生じさせるなど） 他スタッフの目標となる顕著な活動の実践（現在ある活動の発展、「1」を「3」とするような発展に寄与） 活動を成功に導くリーダーシップ 外部団体との積極的な連携、外部からの高い評価
③ミーティング	会議（全体・施設・緊急時委・各担当）での積極的、建設的な発言 ただし、私語等、理解不足に基づく質問・意見等はそのぞく
人数	10 名（夢 3 名 モモ 2 名 機 1 名 音 1 名を選出 別途全体で 3 名） 副施設長の意見を参考にして、各施設分は施設長が決定する。全体ではそれらを参考にして理事等が決定する。